

令和8年3月16日

令和8年度大分県自動車税管理室各種事務補助
委託入札説明書

〒870-0021

大分県大分市府内町3丁目10番1号

大分県税事務所総務課

電話番号 097-506-5772

入札説明書

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
令和8年度大分県自動車税管理室各種事務補助委託
- (2) 業務期間
令和8年5月7日から令和8年7月17日まで
- (3) 委託業務の内容
「委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

2 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか、大分県電子入札運用基準（物品・役務）による。

3 契約条項を示す場所

大分県ホームページ及び電子入札システム上

4 競争入札に参加する者に必要な資格

次の条件をすべて満たしている者

- (1) 大分県が発注する物品の製造等の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加するために必要な資格を取得している者であること。
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマークの付与認定を受けている者であること。
- (3) 競争入札参加資格確認申請書（様式1）を令和8年3月23日（月）午後5時00分までに電子入札システムにより添付して提出、もしくは大分県税事務所総務課に提出した者であること。
- (4) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者。

5 電子入札システムの入力期間

- (1) 入札参加申請期間 令和8年3月16日（月）から
令和8年3月23日（月）午後5時00分
- (2) 入札書提出期間 令和8年3月24日（火）午前9時00分から
令和8年4月1日（水）午後5時00分

6 電子入札システムによる開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年4月2日（木）午後2時00分
- (2) 場所 大分県税事務所総務課
〒870-0021 大分市府内町3丁目10番1号 電話 097-506-5772

7 再度入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度入札は、開札日当日に行うので対応できるようにすること。

8 入札保証金に関する事項

免除する。

9 契約保証金に関する事項

免除する。

10 入札参加時の注意事項

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、電子入札システムにおいて電子くじにより落札者を決定する。

12 契約等

- (1) 契約先
大分県は、本業務に関する落札者と業務委託契約の締結を行う。
ただし、落札者が落札後地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。
- (2) 契約書の要否
要
- (3) 契約書の案
別添のとおり
- (4) 契約の締結
落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約に必要な書類を提出すること。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りではない。
期間内に契約締結に応じないときには、契約の相手方となる資格を失うこととする。
- (5) 業務担当部局
〒870-0021
大分県大分市府内町3丁目10番1号
大分県税事務所 総務課
電話：097-506-5772
FAX：097-506-1815
- (6) 契約担当部局
〒870-0021
大分県大分市府内町3丁目10番1号
大分県税事務所 総務課
電話：097-506-5772
FAX：097-506-1815

13 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

14 その他

入札の無効

次のアからサまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付、又は提出しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに談合によると認められる入札
- ク 他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 二以上の意思表示をした入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると業務担当部局が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

15 入札説明書等に対する質疑

- (1) この説明書及びこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票(様式2)を次のアからウにより提出すること。

ア 提出期限

令和8年3月23日(月)午後5時00分

イ 提出場所

大分県大分市府内町3丁目10番1号

大分県税事務所総務課

電話：097-506-5772

FAX：097-506-1815

電子メールアドレス：a11504@pref.oita.lg.jp

ウ 提出方法

アに掲げる期限までに、イに掲げる場所に持参、郵送、FAX又は電子メールにて提出すること。

- (2) (1)により質問票を受領したときは、文書及びHPで回答する。